

令和4年5月20日

大阪市立此花区民ホール
ご利用者様 各位

大阪市立此花区民ホール指定管理者
(一財)大阪市コミュニティ協会
(担当:辻 TEL 06-6463-1100)

割増料金適用基準の再整理につきまして

日頃より、当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当施設をはじめ、大阪市区役所附設会館で催事を開催される際の施設利用料につきまして、**ご利用者様(主催者様)がご来場者から参加費等の金銭を徴収される場合には**、大阪市区役所附設会館条例の別表における「入場料その他これに類する料金(以下、入場料等とします)を徴収する場合」に該当するものとし、**通常料金の1.5倍での割増料金**を頂戴しております。

「入場料等」の徴収の有無による割増料金の適用については、基本的に「入場料や参加費等の金銭を徴収するか」、また「入場料や参加費等がイベント実施に必要な経費相当(実費相当)であるか」という基準で判断しておりますが、当区民ホールをはじめ区役所附設会館のご利用方法や内容が多岐にわたることもあり、同じご利用内容であっても、ご説明が施設毎に異なるケースがありました。

そこで、ご利用される皆さまに、より分かりやすく明確な基準をお示しする必要があるとの考えから、**「入場料等」徴収の有無に関する判断基準につきまして、大阪市において次のとおり改めて整理がなされ、令和5年1月4日以降のご利用分から適用させていただくことになりました。**

つきましては、今後、此花区民ホールをはじめとする各区役所附設会館のご予約にあたり、ご利用内容の詳細な聞き取りや、収支計画書のご提出をお願いするなど、ご利用の皆様にお手数をおかけする場合がございますが、なにとぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、割増料金の適用の際には、催事会場となるお部屋だけではなく**控室等も含めた全室が対象**となります。(附属設備は対象外です。)

適用基準についての詳細は裏面ならびに別添をご覧ください。

■「入場料等」徴収有 として、割増料金が適用される基準

1. 「施設ご利用時に」金銭のやり取りが発生する。

(事前のチケット販売等、ご利用前に金銭を集められる場合を含みます)

2. 金銭のやり取りにより「主催者に」利益が上がる(※)

上記2点ともに該当する場合に割増料金が適用されます。

※収支計画書等で、「主催者に」利益が上がらないことが確認できた場合には、通常料金でご利用いただけます。

なお、「主催者に利益が上がらない」とは、入場料・参加費等の収入総額が、開催に必要な経費＝実費相当額(施設使用料、講師料、材料・教材費等、備品借上料等)以下であることを言います。

■「入場料等」徴収有 として割増料金が適用されるご利用例

- ・実費相当額を超える入場料や参加費、会費等を徴収する催し
- ・施設ご利用時に、物品や権利の販売、その他契約行為を行う催し
- ・施設ご利用時に、有償サービスの提供を行う催し
- ・講師(指導者)自らが活動の主体として講師謝礼(指導料)を徴収する習い事や教室、私塾やセミナーなどが該当します。

■お支払い済みのご予約について

「入場料等」の徴収有りとして割増料金でのお支払いを済まされたご予約につきまして、前述の基準に照らし合わせ「入場料等」徴収無しにあてはまる場合は、ご利用日(ご利用当日、利用の直前)までに施設窓口にてご予約内容の変更手続きを行っていただければ、通常料金との差額をご返金いたします。

ただし、ご利用日を過ぎてからのご変更やご返金はできませんのでご注意ください。

また、「入場料等」の徴収無しとしてご予約いただいている場合であっても、ご利用実態が明らかに「入場料等」の徴収が有るものとして認められる場合には、改めて割増料金をご請求させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

■お問合せ先

大阪市 市民局 施設担当 TEL 06-6208-7633

此花区役所まちづくり推進課 TEL 06-6466-9734

大阪市立此花区民ホール TEL 06-6463-1100

■割増前・後の料金一覧はこちら

此花区民一休ホールホームページ 料金一覧

<https://www.osakacommunity.jp/konohana-hall/guide/fee/>

